

第8回新型インフルエンザ等対策本部会議

令和2年5月27日

【決定確認事項】

1 緊急事態宣言解除後における各種事業再開に向けたガイドラインについて
・現在休止しているイベント及び公共施設の利用については、国及び県の動向を踏まえ、6月1日（月）から順次再開する。

2 緊急事態宣言の解除による対策本部の解散及び解散後の対応について
・緊急事態宣言が解除されたことから新型インフルエンザ等対策本部はこの会議をもって解散し、今後の新型コロナウイルス等の対策に関しては、必要に応じ新型コロナウイルスに関する対策本部において協議する。

3 その他

・引き続き感染予防対策を徹底するとともに、手洗いの徹底、マスクの着用、人との距離の確保、「密閉」「密集」「密接」の回避など「新しい生活様式」が一人ひとりの生活に定着するよう周知することを確認した。